

社会保険労務士が答える 企業の労務管理

河村亜実

社会保険制度への加入は、
従業員さんの生活を支えます！



21

の生活を支えてくれると
いうことです。

一番にあげられるメリ
ットは、やはり高齢にな
つたときの生活のサポート
が手厚くなるというこ
と。厚生労働省資料によ
ると、平成29年度にもら
える老齢年金は、国民年

れています。

二番目にあげたいメリ
ットは、疾病・負傷、出
産により働けなくなつた
時、健康保険制度により
生活の保障を受けられる
ことです。疾病・負傷に
ついては就労不可能と認
められた期間（待機期間

経過後最大1年
6カ月）就労で

きなかつた日につ
いては産前産後

休業期間中就労

しなかつた日に

対し、給料が受
けられないとき

に、傷病手当金

や出産手当金と
いつた保険給付

を受けられます。

当然ながら、社

会保険未加入であれば

働くことができない期間

給料を受けられなかつた

としても、何の保障もあ
りません。

国民年金に上乗せする障
害厚生年金、死亡したと
きにはその遺族に対し遺
族厚生年金及び健康保険
からは埋葬料（費）が受
けられます。また皆さん
よくご存知でしょうが、
扶養している家族がいる
場合、世帯全体でみたと
きに、社会保険料額その
ものを抑えることも可能
かもしません。



社会保険制度に加入す
ると、どのようなメリッ
トがあるのか考えられ
ことがありますか？

以前こちらのコーナー
で取り上げられた平成28
年10月からの「短時間労
働者に対する厚生年金保
険・健康保険の適用拡
大」については、よくご
存知のことかと思います。
また、平成29年4月1日
より、社会保険加入者数
が500人以下の企業等
においても、労使の合意
があれば短時間労働者を
社会保険制度へ加入させ
ることができるようにな
り、企業規模に関わらず
社会保険適用の拡大が可
能となつたことはご存知
でしょうか。このように
現在社会全体が、厚生年

金保険・健康保険制度に
出来るだけ多くの人に加
入してもらつて、社会保
障を充実させていくと
いう動きにあります。

こうした動きの中、会
社としては、従業員さん
の社会保険制度への加入
を進めていかなければな
らない訳ですが、中には
社会保険制度への加入に
対し拒否したり、不満を
言われる方もいらっしゃ
るかと思います。ただ説
得するこちら側としても、
社会保険加入のメリット
や納得してもらう材料が
ないと困りますよね。

金にのみ40年間加入した
方の受給できる老齢年金
額は月額64,941円、
厚生年金に夫が平均的収
入で40年間加入した方の
受給できる老齢年金額は
夫婦2人で月額2212
77円（2人で割つたと
しても11万円強）と言わ

この他にも、障害状態
になつたときその障害の
状態に応じて受けられる

以上のことからも、会
社として従業員さんの福
利厚生を考えるうえでも、
よりよい効果をもたらし
ますし、社会保険制度へ
の加入は従業員さんから
の信頼にもつながります
よね。是非とも対象の従
業員さんは社会保険制
度への加入を勧めてみて
ください。

（河村つぐみ社会保険労
務士事務所所長、ホワイ
ト企業推進社会保険労務
士協議会会員）

イラスト・伊藤栄章